

大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年大磯町条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 大磯町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年大磯町条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大磯町消防団員等公務災害補償条例(以下「消防新条例」という。)附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた消防新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金(以下この項において単に「傷病補償年金」という。)及び同条第2号に規定する休業補償(以下この項において単に「休業補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年 3月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄